

仕様書

1 事業名

Our地域おこし協力隊活動促進事業

2 目的

地域おこし協力隊は、「地方回帰」の象徴的存在であるとともに、自治体の委嘱を受け、地域文化の継承、観光情報の発信、地域資源の活用などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。また、本県では徳島県への移住を希望される方に「会計年度任用職員」として、県政関連業務に従事しながら仕事の不安なく、本県で活躍いただく「地方創生推進員」制度を設けている。

本県で活躍する地域おこし協力隊と地方創生推進員（以下、「協力隊等」という）が任期後も地域の担い手として継続的に活躍できるよう、協力隊等と自治体職員双方へのきめ細やかな支援とともに、協力隊等と地域おこし協力隊OB・OG（以下、「OB・OG」という）同士の交流や協業を創出することにより定住率の向上を図る。

3 業務内容

(1) 協力隊等向け交流勉強会、地域交流イベントの企画・運営

① 協力隊等向け交流勉強会の企画・運営（年3回以上）

ア 協力隊等のスキルアップや任期終了後の定着を支援する内容を具体的に企画すること。

イ 交流勉強会のうち1回以上は、自治体職員も対象とし、地域おこし協力隊制度や任期終了後に向けた活動等について意見交換の機会を設け、協力隊等と自治体職員がともにステップアップを目指す場とすること。

ウ 開催日時、講師及び実施内容等は県と協議のうえ決定すること。

エ 参加者のとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。

オ 講師等への出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて謝金及び交通費の支払を行うこと。

カ 開催会場について、県と協議のうえ決定した後、予約等の手配を行うとともに、当日の準備、片付け、支払等必要な対応を行うこと。

② 地域交流イベントの企画・運営（年3回程度）

ア 協力隊等とOB・OG、地域住民、県内事業者等のつながりを創出する機会を提供すること。

イ 開催場所は、東部・南部・西部の圏域（※）で行うよう努めること。

※ 東部圏域：徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡
南部圏域：阿南市・那賀郡・海部郡

西部圏域：美馬市・三好市・美馬郡・三好郡

ウ 参加対象者に向け工夫を凝らした集客を行うこと。

エ ①オ、カについて、同様に対応すること。

③ アンケート調査の実施、報告書の提出

- ア ①～②において、アンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- イ ①～②において、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

(2) 情報発信業務

①「協力隊通信（仮称）」の作成・発信（年6回以上）

- ア 協力隊等の活動において、必要かつ魅力ある内容を具体的に企画すること。
- イ 掲載記事の取材・写真の撮影等を含む、全体の企画・編集に係る一切の作業及び進行管理を行うこと。
- ウ 県内で活躍する協力隊等、OB・OGまたは自治体職員、受入団体等を取材のうえ記事を作成することとし、取材対象は県と協議のうえ決定すること。
- エ 効果的に記事を発信できるよう、その方法や発信先等を提案し、県と協議のうえ発信すること。
- オ WEB版にて発信を行い、PDFファイルも併せて作成すること。

② 新任の協力隊等向け「協力隊の教科書（仮称）」の作成

- ア 新任の協力隊等のスタートアップを支援する内容かつ徳島らしさを取り入れた内容を具体的に企画すること。
- イ 行政の予算の仕組み等、地域おこし協力隊制度の基本的な内容を取り入れること。
- ウ 掲載内容の取材・写真等の撮影を含む、全体の企画・編集に係る一切の作業及び進行管理を行うこと。
- エ 規格はA4サイズ、カラー、10ページ以上とし、PDFファイルで県に納品すること。
- オ 効果的な活用方法について、県と協議のうえ、配布や広報等に協力すること。

(3) 情報収集業務

① 県内24市町村へのヒアリング調査

- ア 各市町村の状況や課題等を把握するため、以下のヒアリングを行うこと。
- ・市町村の受入体制及び支援体制
 - ・地域おこし協力隊の応募状況
 - ・地域おこし協力隊の活動状況
 - ・OB・OGの定住状況及び就業状況
- イ ヒアリングの項目及び日程等実施における詳細は、県と協議のうえ決定すること。

② 各市町村地域おこし協力隊基礎データの作成

- ア ①により収集した情報に基づき、各市町村及び地域おこし協力隊のデータを作成すること。
- イ データの項目やとりまとめの方法については、県と協議のうえ決定すること。
- ウ データはエクセルファイルで作成することとし、県内24市町村のとりまとめが完了次第、速やかに県に報告すること。
- エ データは定期的に最新の情報に更新することとし、更新の都度県に報告すること。

(4) 相談業務

① 協力隊等、自治体職員からの相談対応

ア 協力隊等及び自治体職員からの相談に対応する窓口を設置すること。

イ 相談対応は、原則電話、電子メール、オンラインとする。

② 相談体制

ア 相談対応が円滑に実施できる体制を確保することとし、運営についての詳細は県と協議のうえ決定すること。

イ 相談員は以下の全ての条件を満たすものとする。

- ・協力隊等、自治体職員の相談に親身になって対応できる者
- ・徳島県で地域おこし協力隊として活動した者
- ・徳島県に定住している者
- ・地域おこし協力隊制度を理解している者

③ 相談状況の報告

上記①について、相談者、相談内容及びその対応方法、相談時間等を取りまとめ、月1回報告すること。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 報告書の提出

事業完了報告書を令和7年3月31日までに提出すること。

6 成果品

- (1) 3 (1) 交流勉強会、地域交流イベントで作成した研修資料、広報物等の電子データ一式
- (2) 3 (2) 情報発信業務で作成した「協力隊通信（仮称）」及び「協力隊の教科書（仮称）」の電子データ一式
- (3) 3 (3) 情報収集業務②で作成した電子データ一式

7 留意事項

- (1) 相談等により取得した個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を初めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、適正に管理し、取り扱うこと。
- (2) 業務を履行するに当たって、パーソナルコンピュータ等の情報ネットワーク機器により情報を取り扱う場合には、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報の取り扱いに責任を持つこと。
- (3) 本仕様書に明記のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (5) 本業務で作成した成果品の著作権は、委託者である県に帰属する。